

早稲田大学大学院法学研究科

2024年2月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「親密圏における心理的虐待被害者保護のための法的枠組み—イギリス法との比較を通して—」

申請者氏名 高橋 有紀

主査 早稲田大学教授
早稲田大学教授
早稲田大学教授
東洋大学教授

棚村 政行
山口 齊昭
三枝 健治
中村 恵

高橋有紀氏博士学位申請論文審査報告書

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程学生 高橋有紀氏は、早稲田大学学位規則第 7 条第 1 項に基づき、2023 年 10 月 16 日、その論文「親密圏における心理的虐待被害者保護のための法的枠組み—イギリス法との比較を通して—」を、早稲田大学大学院法学研究科に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の審査員は、同研究科の委嘱を受けて、この論文を審査してきたが、2024 年 1 月 26 日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

I 本論文の構成と内容

1 本論文の目的

本論文は、親密圏における心理的虐待について、配偶者、交際相手、子ども等の共通点と相違点に留意しつつ、とくに最近改正されたイギリス法の発展や取組みから日本法に対する有益な示唆を得て、人権侵害としての心理的虐待をめぐる法的判断枠組みを再構成し、どのようなアプローチにより被害者保護を図るべきかについて、具体的な提言を試みるものである。

2 本論文の構成

本論文は、「序論」、「第 1 編 親密な関係にある者に対する心理的虐待についての検討」、「第 2 編 児童に対する心理的虐待についての検討」、「第 3 編 親密圏における心理的虐待被害者保護のための法的枠組みの再構成」及び「終論」により構成されている。

「序論」では、本論文の目的、問題意識である親密圏における心理的虐待の焦点化や被害者保護の法的枠組みの再構成の必要性、構成、研究の手順や方法を明らかにする。

第 1 編「親密な関係にある者に対する心理的虐待についての検討」では、まず第 1 章で、1996 年家族法第四章から 2021 年「ドメスティックアビューズ法(DA 法)」に至るイギリスにおける親密な関係にある者からの被虐待者保護法制を概観する。第 2 章では、日本における親密な関係にある者からの被虐待者保護法制としての DV 防止法及びストーカー規制法を取り上げ、その概要を示す。第 3 章では、日本の DV 関連法制での法的救済から漏れる被害者の存在を指摘し、イギリス法との対比で、日本法の課題を明らかにする。

第 2 編「児童に対する虐待についての検討」では、児童の虐待について取り上げ、ここでも心理的虐待を中心に、イギリス法での発展や取り組みを紹介したうえで、日本法の現状や問題点についての検討を行う。第 1 章では、イギリスにおける児童保護法制について、その沿革、児童虐待の定義、心理的虐待についての裁判例、懲戒、児童虐待への刑事規制などの視点から分析する。第 2 章では、日本における児童保護法制について、その沿革、児童虐待の定義、被虐待児の保護、懲戒権、刑事規制などの視点から再確認をする。そのうえで、第 3 章では、被虐待児に対する強制的保護を行うにあたっての日

本法の課題について、イギリス法を手掛かりとして分析検討を行う。

第3編「親密圏における心理的虐待被害者保護のための法的枠組みの再構成」では、第1編及び第2編で考察したイギリスでの法規制の在り方及び日本法での現状と課題を踏まえたうえで、第1章では、親密圏における心理的虐待被害者保護の在り方について、イギリス法から日本法への得られる示唆を整理する。第2章においては、今後の日本における親密圏での心理的虐待の法的枠組みについて、親密圏での心理的虐待につき、配偶者、交際相手、子ども等の共通点と相違点に留意しつつ、イギリス法からの有益な示唆を得て、日本法の被害者保護のための法的判断枠組みの再構成を図るとともに、法的判断枠組みの明確化と被害者保護のアプローチについての具体的な提言を試みる。

3 本論文の内容

(1) 序論

序論においては、親密圏における暴力・虐待に関し、従前、身体的な暴力に焦点があてられてきたが、目に見えない精神的暴力や心理的虐待、モラルハラスメントの被害の深刻性・重大性に着目し、本論文では、主に「親密圏」における心理的虐待を中心に検討を行うことを明らかにしている。ここでは、「親密圏」における虐待について、関連する適用法の対象範囲は適切といえるのか、とりわけ現行のDV防止法とストーカー規制法について、その保護対象者が異なることにより、両法のはざままで、保護を受けることができていない被害者がいるのではないかと、心理的虐待被害者保護のためどのようなアプローチをとるべきかについて検討する必要があるという2点の問題意識を鮮明にしている。

(2) 第1編 親密な関係にある者に対する心理的虐待についての検討

第1章では、DA法成立に至るまでのDA及びストーカーに関するイギリス法の発展について、第1節において1996年家族法第四章及び2004年DV・犯罪及び被害者法による同法の改正、第2節から第4節において1997年ハラスメントからの保護法を中心とするハラスメント、ストーカーの被害者保護に関する法規制を検討する。第5節において2015年重犯罪法第76条により刑罰化された「支配的又は威圧的態度」に対する法規制に関し、とくに、「支配的又は威圧的態度」に関する考察を中心に、当該法の成立の背景、規制対象とされている行為、保護の対象とされている者や保護制度の概要等を紹介し、最後に第6節としてDA法を検討する。

次に、第2章では、まず、1997年ハラスメントからの保護法や2012年自由保護法のハラスメント及びストーカーに関する規制では、親密な関係における被害者の保護が不十分であることを明らかにした。そして、支配的又は威圧的態度を犯罪として処罰する2015年重犯罪法第76条の成立の経緯を踏まえて、第1節におけるDV防止法の規制対象となる行為、DV防止法の対象者、保護命令制度について分析検討し、第2節においてストーカー規制法を取り上げ、その規制内容及び対象者を紹介する。

第3章では、第1章及び第2章をふまえて、日本においてDV関連法制の法的救済の対象から漏れてしまう被害者が存在しているのではないかとの問題意識に基づき、イギリス法か

らの示唆を得て、日本法における課題を分析する。

イギリスの家族法において、民事裁判におけるDVに対する保護を単純化し改善することを目的として、1996年家族法第四章が成立したことを振り返る。また、イギリスでは、ハラスメント対策のための一般法として、1997年ハラスメントからの保護法が制定された。しかし、1997年ハラスメントからの保護法では、ストーキングという文言が用いられず、同法はストーキングに対して適切な対処を行うことができていないとの批判から、2012年自由保護法により、1997年ハラスメントからの保護法が改正され、ストーキングがハラスメントとは別に刑事罰の対象として明示されることとなった。その後、なじみが深い者からのストーキングに対処するため、新たにストーキング保護命令が設けられることとなり、2019年ストーキング保護法が制定された。

ところで、1997年ハラスメントからの保護法が、継続中の親密なパートナー又は家族内の関係に適用されるのか明確ではなく、十分な保護を受けられていない親密なパートナー又は家族関係における虐待に対処する必要性が認識されるようになり、2015年重犯罪法が改正され、新たに親密なパートナーや家族間で行われる「支配的及び威圧的態度」が犯罪として処罰されることとなった。このことから、本論文は、「支配的又は威圧的態度」は必ずしも身体的虐待の存在を前提としておらず、むしろ非身体的虐待の影響に焦点を当てた概念であり、心理的虐待の本質を的確にとらえていると指摘する。

そして、①社会及び専門家のDAに対する意識の向上、②被害者の保護及び支援の強化、③加害者対応（防止及び継続）、④当局等の機関におけるDA対応の向上の観点から、2021年4月29日にDA法が成立し、(a)身体的又は性的虐待、(b)暴力的あるいは脅迫的態度、(c)支配的又は威圧的態度、(d)経済的虐待、(e)精神的、心理的その他の虐待のいずれかに該当する場合にDAに該当するとされた。

これに対して、日本では、現行DV防止法において、保護命令の対象となる被害者が限定されているため、生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力や婚姻中に精神的虐待、性的虐待を受けているものの、「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」に至っていない場合等には、被害者は保護命令を利用することはできなかった。他方、ストーカー規制法の規制対象も同法第2条第1項所定の一定の行為に限定されており、同法の行為に該当しない限り、加害者が被害者の自尊心を傷つけ、価値をおとしめるような言動を行ったとしても対応が難しいため、ストーカー規制法による保護は必ずしも期待できず、また刑法の傷害罪・暴行罪による事件化も困難であった。

以上を踏まえ、DVとストーカーは、親密な関係にある者に対する暴力／虐待との関係では、重なり合う部分があり、「親密圏」の関係形成途上から形成、解消に至るまでの一連の流れの中での支配を目的とした密接な関連性を有する行為としてとらえることが可能であると、一貫した法制度の下で、一体的な概念として統合的に検討することが必要とされると主張する。

また、日本では、刑法上、暴行罪又は脅迫罪に当たるような行為及び生命等に対する脅

迫を受けた被害者が保護命令の対象となってきたが、令和5年改正DV防止法により、保護命令の対象が精神的虐待にも拡大されることとなった。しかし、精神的虐待は、様々な形態で行われることから、精神的虐待に該当する言動を限定する捉え方によっては、精神的虐待の被害者の真の保護を図ることはできないとする。そこで、本論文は、イギリスDA法及び親密な関係又は家族関係にある者の「支配的又は威圧的態度」に関するガイダンスやDA法ガイダンス等の各種ガイドラインで示されている、「支配的態度や威圧的態度」の定義、考え方や行為リストを参考に、心理的虐待の特質をふまえ、被害者保護のあり方を検討していかなければならないことを力説する。

(3)第2編 児童に対する心理的虐待についての検討

第2編の第1章では、イギリス法から日本法への示唆を得ることを目的として、児童保護制度に関するイギリス法の発展及び取組みについて検証し、第2章として児童虐待防止に関する日本法の現状分析を行う。具体的には、心理的虐待を中心に、第1章においてイギリス、第2章において日本の児童保護に関する法の沿革、児童虐待の対象となる行為、被虐待児の保護枠組み、児童に対する心理的虐待についての事例、懲戒、児童虐待への刑事規制について分析を行う。そして、第3章では、上記をふまえ、被虐待児に対する強制的な保護を行うに当たっての日本法における課題について、イギリス法を手掛かりに検討を加える。

つまり、イギリスにおける児童保護制度の中心的な役割を果たしており、児童虐待に限らず、児童福祉全般を定めた1989年児童法では、児童虐待についての定義はおかれていないが、イギリス政府が公表しているガイドラインである『児童保護のための協働作業』において、虐待が定義されており、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトについても説明される。

イギリスでは、子を保護するための強制的な介入が必要である場合、裁判所において、ケア命令、スーパービジョン命令、暫定命令、子の評価命令、緊急保護命令等の発令の判断が行われることとなっており、裁判所が発令する豊富な種類の命令を警察保護が補完しながら、柔軟な対応がなされている。そして、イギリスでは、裁判所の司法上の権限、地方当局の行政上の権限、警察の権限が明確に区別され、それぞれの機関の役割分担に応じて個別の事例に適切に対処する仕組みが取られている。

これに対して、日本では、子の一時保護の決定、実行等は児童相談所の責務とされており、家庭裁判所が関与する場面は、児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所の入所措置承認、親権喪失、親権停止、管理権喪失の審判の場面に留まっており、児童相談所に与えられている権限が大きく、児童虐待に対する司法の介入が弱いといえる。日本では、児童相談所による適切な介入が出来ておらず、結果的に児童虐待死を招いてしまった凄惨な事件が後を絶たない。このような事態に鑑みれば、現在児童相談所の権限となっている一時保護についても、イギリス法における警察保護や緊急保護命令を参考に、制度設計を見直し、裁判所の関与を広げていくことが望ましいとする。なお、この点については、令和4年6月8

日に成立し、同月 15 日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）により、児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から 7 日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続が設けられることになり、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されることとなっていることから、今後の裁判所による同手続の適切な運用が期待されるとする。

また、日本においては、児童虐待防止法上、心理的虐待が児童虐待の一つとして明記されてはいるものの、身体的虐待に重点が置かれる傾向があり、イギリスにおいて児童虐待への刑事規制の強化に際し、心理的虐待に焦点を当てた白熱した議論がなされたのと比べ、いかなる要素を考慮して心理的虐待を認定し、被害児童への法的保護を図っていくかについての議論が進んでいるとは言い難い状況にあると説く。

ところで、イギリス法では、ケア命令、スーパービジョン命令の発令にあたり、①1989 年児童法第 31 条(2)に規定された要件を満たすこと（初期介入段階及び②同法第 1 条に照らして、ケア命令を発することが子の最善の利益にかなうこと（福祉段階(welfare stage)）の 2 段階の検討を行ったうえで、当該命令が子の最善の福祉にかなっているかに関する丁寧な判断がなされている。本論文は、日本においてもこのようなイギリスの議論を参考にしつつ、心理的虐待の被害児童の保護のあり方について検討を進めていく必要があるとする。

(4) 第 3 編 親密圏における心理的虐待被害者保護のための法的枠組みの再構成

第 3 編の第 1 章では、「親密圏」における心理的虐待被害者保護のあり方について、イギリス法から日本法に対し得られる示唆について整理する。そして、第 2 章において、今後の日本における「親密圏」における心理的虐待法的枠組みの展望について、序論で示した 2 つの問題意識をふまえ、「親密圏」における心理的虐待について、配偶者、交際相手、子ども等の共通点と相違点に留意しつつ、イギリス法からの示唆を得て、日本法における親密圏における虐待被害者保護のための法的判断枠組みを再構成するとともに、心理的虐待からの被害者保護のための法的判断枠組みを明確化し、どのようなアプローチにより被害者保護を図るべきかについて、具体的な提言を試みる。

第 1 に、DV の本質である支配という観点からは、加害者による被害者に対する一連の支配は「親密圏」の関係形成途上から形成、解消の様々な場面で表出されるものであり、生活の本拠を共にする交際相手についてのみを DV 防止法の保護の対象とし、生活の本拠を共にしない交際相手についてはストーカー規制法でのみ保護を検討せざるを得ないという状況は不合理であるとする。また、イギリス法において、ストーキングやハラメント法制では親密圏における虐待に十分に対処できないとして、「親密圏」の関係形成途上から形成、解消に至るまでの一連の流れの中での支配を目的とした密接な関連性を有する行為を、特別の考慮を要するとして、「支配的又は威圧的態度」の概念が生み出されたことをふまえ、日本においても、同居しているか否かで分断することなく一体的な対応策を検討すべきで

あると説く。

さらに、日英両国とも親密圏における虐待の中でも児童については特別な規定を有しており、上記のようなDVと児童虐待の相違点を考慮すれば、DVと児童虐待についてそれぞれの個別法で対応すること自体は、今後も維持されてよいが、DVと児童虐待は相互に関連するものといえることから、それぞれの個別法において、広い視点から保護のあり方を検討していくべきであり、親密圏における虐待として、関連機関相互の連携の取組を進めていくことが重要であるとする。

第2に、心理的虐待の本質は、相手の心を支配し、自分の思うように操ることで、被害者を心理的に服従させ、非対等な関係を作り出し、被害者の自由な考え方や感情を奪い、アイデンティティを喪失させていく点にあるとみる。加害者による精神的な支配は、繰り返し又は継続的に様々な態様及び程度の虐待が組み合わされて一連の行為として行われることで、被害者は次第に精神を蝕まれ、人間の尊厳が侵害されることになり、心理的虐待による人権侵害は重大であるとする。しかし、日本法において、心理的虐待の被害者についても保護命令の対象となるものの、令和5年改正DV防止法では、「自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫を受けた者」との文言が用いられており、「被害者を畏怖させる言動」全てを対象としているとは言い難く、保護の対象が限定される恐れがあると指摘する。

そこで、イギリスの2015年重犯罪法第76条、裁判例、DA法及び各種ガイドラインなどを参考にして、本論文では、心理的虐待とは、①虐待が継続的にかつ繰り返して行われているものであるという「行為の反復継続性」及び②被害者の通常の日々の活動に重大又は実質的に有害な影響を与えるという「結果の重大性」を伴うものであり、かつ③被害者の通常の日々の活動に重大又は実質的に有害な影響を与えることを加害者が知り又は知ることができるものとの提案をしている。

なお、子どもについても、心理的虐待により精神を支配され、人間の尊厳が侵害されることになる点では被害者が成人である場合と異ならないと考えられることから、上記の親密圏の成人間において法的保護の対象とすべき心理的虐待と同様の基準が子どもに対する心理的虐待についても妥当すると考えてよいとする。特に、他の家族へのDVを見聞きし、又はその影響を受けている子どもについては、加害者による支配に組み込まれている側面があり、成人の虐待被害者と同様に心身に累積的な悪影響を与えられていると考えられる。但し、子どもについては発達途上であることから、心理的虐待がその人格形成にも影響を与え、その成長・発達に長期間にわたり、深刻かつ重大な問題を及ぼす可能性があるという点の考慮も必要であると説く。

具体的には、初期介入段階において、子に対する危害の内容、程度等について、上記のような非身体的な子に対する危害を含めた客観的な分析を行うとともに、福祉段階においては、1989年児童法第1条(3)の福祉チェックリストにあげられている、①子の希望や感情、②子の身体的、精神的及び教育的ニーズ、③子の状況の変化の影響、④子の年齢、性別、

背景等の特徴、⑤子が受けた危害又は受ける恐れがある危害、⑥父母等の養育能力の程度、⑦裁判所の権限の範囲及び Re B 判決が着目した、⑧当局等による援助や支援への妨害の有無等といった事情を総合的に考慮し、命令を発することが子の最善の福祉にかなっているかを検討することにより、子の利益を中心としたチルドレン・ファーストの判断を行うことが望ましいと結論付ける。

(5) 終論

以上のように、本論文は、「親密圏」における心理的虐待を中心として、イギリス法の発展や取組み、とりわけ、親密な関係における「支配的又は威圧的態度」の概念や子の最善の福祉についてのアプローチに着目した考察を行い、その示唆を得て、日本法における親密圏における虐待被害者保護のための法的判断枠組みを再構成するとともに、人権侵害としての心理的虐待をめぐる法的判断枠組みの明確化を指向し、どのようなアプローチにより被害者保護を図るべきかについて、具体的な提言を試みた論文である。なお、本論文は、今後の検討課題として、イギリスにおいても、近年 DA 法が成立したばかりであり、実務での運用に伴う問題点をふまえ、今後もイギリス法における親密圏における虐待に関する法制の発展について考察していくこと、親密圏における心理的虐待について包括的な被害者保護を図るため、今後離婚後の子の養育に関連する諸問題、児童虐待と DV に関する他機関連携の取組み等を含めた検討を進めていく必要があることに触れる。

II 本論文の評価

本論文については、まず第 1 に、明確な問題意識とこれに基づいた一貫した研究手法がとられていることを指摘することができる。つまり、本論文は、心理的虐待は、外部からの発見・介入が困難で、概念や定義の不明確性からも、密室化し易い親密圏での被害救済が十分に図られていない現状をどのように打開して、適切で妥当な法的判断枠組みの再構成を行うべきかという明確な問題意識に基づき、日本での実情や課題を踏まえつつ、DV 防止法の現状や課題、児童虐待防止法等の状況などを丹念に検討するとともに、比較法の対象として、親密圏における心理的虐待の被害の深刻性・重大性に着目して、最近の DA 法という包括的統合法に至るイギリスでの改正議論を取り上げ、改正法の特色の分析に果敢に挑戦しつつ、裁判例や学説についても丁寧に渉猟するなどの手堅い一貫した研究手法で切り込んでいるということを学術的にも高く評価することができる。

第 2 に、日本でもこれまで度々指摘されてきたところでもあるが、親密圏における DV と児童虐待との双方の問題を取り上げ、大人のパートナー間で生ずる DV とオーバーラップしている児童虐待における心理的虐待との共通点と相違点を明確にしなが、両者の関係性、法的判断枠組みの再構成を図ることで、心理的虐待における心理操作、人格支配、深刻な被害のメカニズムと被害者救済システムの再構成を提言しようとしている点も、先行研究が少ない中で学術的な独創性があると評価することができる。とくに、

DV や児童虐待への初動対応を行う警察・児童相談所等の関係機関が心理的虐待の特性を十分に理解し、適切な調査や情報収集を行うとともに、被害者の保護や支援を図り、心理的虐待に関わる裁判官、弁護士を含む専門職にも専門知識と研修等を通じた人材育成に努めることが重要であると説き、併せて、子どもたちからの心理的虐待の予防教育や被害者側の精神的ケアの必要性等についての指摘は重要である。

第 3 に、本論文では、被害者保護の法的枠組みの再構成と展望を試みつつ、DV 防止法、ストーカー規制法での親密圏の捉え方、保護の対象者のずれ、DV と児童虐待との関係性や特性などの課題を十分に踏まえたうえで、法的保護の対象とすべき心理的虐待として、①虐待が継続的かつ繰り返し行われるという「行為の反復継続性」、②被害者の日常生活への重大かつ実質的な有害な影響を及ぼす「結果の重大性」、③重大な影響・結果を知り又は知ることができるという「加害者による有害な影響に対する認識及び認識の可能性」などの具体的な要件の提示を行っている点も、本論文の大きな特色として指摘することができる。日本法への示唆としては、イギリス法のように法律で禁止される行為を具体的に列挙するのではなく、具体的な例示をあげながらガイドラインで明確に示しつつ、個別事案ごとの柔軟かつ弾力的な総合判断を可能にすべきと提案している点も、日本とイギリスでの違いと共通点を考慮しつつ、単なるイギリス法の取り込みではなく、日本の状況に適合した形での導入の提案として高く評価することができよう。

第 4 に、本論文は、イギリス法での 2015 年重罪法第 76 条、DA 法及び各種ガイドラインで示されている「支配的または威圧的態度」の定義、考え方及び該当行為リストなどを参考にすることにより、2021 年 F v. M 事件判決が判示するような、加害者の態度が被害者に重大な影響を与えているか否かの判断については、精神的虐待の特性や特有のメカニズムから、類型化や個別ごとの客観的な評価がかなり困難であることを指摘し、このため、「パターン」や「一連の行為」として全体的な評価をするとともに、個々の行為の繰り返し継続した行為全体の累積的重疊的な被害・重大かつ深刻な影響に重きを置いて、広い視点の中で俯瞰的に位置づけ、総合的な判断をすべきことを強調している。このような視点も、日本法の現状と課題に対する明晰な洞察とイギリス法における法の発展や変遷に対する冷静な分析から、法体系や歴史的文化的背景の相違を踏まえつつ、着実かつ手堅い比較法的研究手法を用いることにより導かれているものと思われる。

しかしながら、本論文にも全く問題がないわけではない。まず、第 1 に、本論文は、イギリス法における DV や児童虐待をめぐる心理的虐待に焦点を当てて、日本法への示唆を得ようとするものであるが、DA 法は 2021 年に成立したばかりであり、実務での運用や具体的な支援策の強化、各種のガイドラインや実務指針など制定・改訂作業などが続くものと思われる。このような状況のなかで、本論文での心理的虐待に対する法的判断枠組みの再構成や具体的提言については、日本法への立法提言なのか、解釈運用のレベルでの提案なのか、支援を含めた法政策全般に対するものなのか必ずしも明確でない点が見られた。

第2に、心理的虐待をめぐるイギリス法の最新動向や裁判例等を検討する場合には、ヨーロッパ人権条約やイスタンブール条約などEU法での心理的虐待や精神的暴力等に対する動きまで含めて検討しないと、EUを離脱したとはいえ、イギリス法の正確な改正課程過程や法発展の背景を正確に理解できているとは言い難いのではないか。最新のイギリス法の動向を参考にしようという点はもちろん評価できるが、イギリスのほかにも、たとえばカナダやオーストラリアなどのコモンウェルス諸国などで、日本の参考になるような取り組みや経験を有する国も取り上げてくれると、イギリス法での発展や成果がどのように参考にされるべきかもうかがい知ることができ、さらに実務的にも理論的にも研究に深みが増したとも思われる。

もっとも、これらの指摘やここで触れられた今後への課題の言及は、さらなる研究の発展のための大いなる期待であって、本論文の学術的価値をいささかも損なうものではない。

III 結 論

以上の審査の結果、後記の審査員は、全員一致をもって、本論文の著者が博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2024年1月26日

審査員

主査 早稲田大学教授

棚村 政行（民法）

副査 早稲田大学教授

山口 齊昭(民法)

早稲田大学教授

三枝 健治（民法）

東洋大学教授

中村 恵（民法）

【付記】

本審査員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

修正箇所 (頁・行 等)	修正内容	
	修正前	修正後
8頁・13～14 行	「 <u>更なる</u> 身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」	更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により「 <u>その生命又は心身に</u> 重大な危害を受けるおそれ大きいとき」
9頁・6行	「第1編 親密な関係にある者に対する <u>心理的</u> 虐待についての検討」	「第1編 親密な関係にある者に対する虐待についての検討」
9頁・7行	「第2編 児童に対する <u>心理的</u> 虐待についての検討」	「第2編 児童に対する虐待についての検討」
27頁・1行	第3節において紹介した	第2節において紹介した
40頁・脚注 79	<u>Home Office</u> , supra note 78, at p. 6.	<u>Ibid</u> , at p. 6.
59頁・8行	Y(当時5歳)	Y(<u>当時5歳</u>)
82頁・20行 ～83頁・2行	「 <u>更なる</u> 身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」	更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により「 <u>その生命又は心身に</u> 重大な危害を受けるおそれ大きいとき」
90頁・17行	「更なる身体に対する暴力等により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」	「更なる身体に対する暴力等により <u>その生命又は心身に</u> 重大な危害を受けるおそれ大きいとき」
122頁・2行	<u>Lady Hale</u> 裁判官	Hale裁判官
122頁・脚注 214	<u>Lady Hale</u>	Hale <u>裁判官</u>

以 上